

組合員・被扶養者の皆様へ

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が再度発令されたことに伴う  
本組合の保健事業の取り扱いについて**

日頃、本組合の事業運営にあたりましては、格別なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一部3県を対象に、令和3年1月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再度発令されましたが、緊急事態宣言下における本組合の保健事業については、下記のとおり取り扱うことといたしますので、お知らせいたします。

記

1 本組合の保健事業の取扱い

(1) **緊急事態宣言の期間中、実施しないもの**

集団で実施するものについては、実施を見合わせます。

① 特定保健指導（共同会場）【セミナー形式】

※ 共同会場については、セミナー形式で行っているため、緊急事態宣言の期間中、実施を見合わせ、解除された際に再開いたします。

なお、該当者には、本組合から中止の旨を通知するとともに、緊急事態宣言が解除された際は、別会場でのお申込み、または不参加の報告をお願いする予定です。申し添えます。

(2) **緊急事態宣言の期間中も通常どおり実施するもの**

「三つの密」が生じない個別で実施するもの、および実施する必要性や緊急性が高いと判断されるものについては、通常どおり実施いたします。

なお、個別にお申込みいただく予防検診（ドック）等について、実施機関から中止する旨の連絡があった際は、その指示に従っていただくようお願いするとともに、日程変更、キャンセル等が生じる場合は、通常どおり、本組合に電話連絡をお願いいたします。

- ① がん検診（住民検診）
- ② 予防検診（人間ドック、脳ドック及び併診ドック）
- ③ 歯科健康診査
- ④ 被扶養者等（被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者）に係る特定健康診査
- ⑤ 特定保健指導（所属所会場【個別対面または個別 ICT】、個別訪問、医療機関）
- ⑥ その他の保健事業（カウンセリング等）

2 その他

令和3年3月に実施予定の健康セミナー（一般、特定保健指導対象者合同）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を注視し、中止する際は、改めてお知らせいたします。